

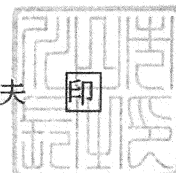


特定個人情報保護評価書の第三者点検について

令和3年12月16日

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会長 小森 貴浩 様

川口市長 奥ノ木 信 夫



特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定により特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について、川口市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第2条第1項第1号の規定に基づき、別添のとおり諮問します。

・諮問の概要

業務の名称	住民基本台帳に関する事務
業務の概要	別添評価書のとおり
特定個人情報 の 内 容	別添評価書のとおり （個人番号、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、 その他住民票関係情報など）
対象者の範囲	別添評価書のとおり
特定個人情報 の 保 護 措 置	・川口市個人情報保護条例に基づく ・番号法の特定個人情報に関する保護措置 特定個人情報の利用制限等（第9,29条） 特定個人情報の安全管理措置等（第10,11,12条） 特定個人情報の提供制限等（第15,16,19,20条） 他
担 当 課	企画財政部 情報政策課 電話 048-259-7241（直通）
備 考	評価書はパブリックコメント（令和3年12月1日～令和 3年12月31日）実施後、差替えを予定。